

## 合併協議会 第3回合同会議 会議録

高松市・香川町合併協議会	第19回会議	会議録
高松市・国分寺町合併協議会	第14回会議	会議録
高松市・香南町合併協議会	第13回会議	会議録
高松市・庵治町合併協議会	第11回会議	会議録
高松市・牟礼町合併協議会	第3回会議	会議録

平成17年11月22日(火)

高松市・香川町合併協議会  
高松市・国分寺町合併協議会  
高松市・香南町合併協議会  
高松市・庵治町合併協議会  
高松市・牟礼町合併協議会



# 合併協議会 第3回合同会議 会議録

高松市・香川町合併協議会	第19回会議	会議録
高松市・国分寺町合併協議会	第14回会議	会議録
高松市・香南町合併協議会	第13回会議	会議録
高松市・庵治町合併協議会	第11回会議	会議録
高松市・牟礼町合併協議会	第3回会議	会議録

## 1 日時

平成17年11月22日(火)午後2時開会・午後3時30分閉会

## 2 場所

高松商工会議所会館 2階 大ホール

## 3 出席委員 68人

(高松市)			(国分寺町)			(庵治町)		
会長	増田	昌三	副会長	福井	則史	副会長	梶河	正孝
委員	住谷	幸伸	委員	土井	信幸	委員	加茂	富義
委員	山田	徹郎	委員	宮崎	直	委員	新上	隆司
委員	谷本	繁男	委員	川染	勉	委員	嶋野	勝路
委員	山崎	数則	委員	末澤	進	委員	三好	治
委員	大捕	宣英(国)	委員	山下	義男	委員	寺岡	増紀
委員	河田	澄(南)	委員	岡西	定雄	委員	高砂	清一
委員	中村	靖(南)	委員	綾野	忠雄	委員	上北東	太郎
委員	野田	法子(南)	委員	白井加	寿志	委員	岡田	賢
委員	加藤	博美(庵・牟)	委員	大比賀	郁夫	委員	藪	淳子
委員	小西	百々代(庵・牟)	委員	池崎	清子	委員	増田	富子
			委員	松岡	隆義			
(香川町)			(香南町)			(牟礼町)		
副会長	岡	弘司	副会長	辻	正雄	副会長	高木	英一
委員	松本	吉弘	委員	井上	優	委員	三野	重忠
委員	御厩	武史	委員	井上	優	委員	藤井	勇
委員	北中	ヤエ子	委員	赤松	千壽	委員	三野	八儿子
委員	薬師	浦修身	委員	中條	照明	委員	斎藤	隆
委員	初瀬	恭次郎	委員	田中	宏和	委員	永田	安男
委員	富田	道教	委員	加藤	卓也	委員	井上	孝志
委員	植松	一夫	委員	石丸	末夫	委員	有岡	信次
委員	中原	弘	委員	石丸	英正	委員	浜川	憲博
委員	長尾	光喜	委員	太田	繁夫	委員	村上	貞夫
委員	山本	宏美	委員	栗田	光子	委員	河野	千代
			委員	石丸	芳孝			
			委員	佐野	健蔵			

4 出席幹事 22人

(高松市)  
幹事 中村 榮治  
幹事 熊野 實  
幹事 岸本 泰三

(香川町)  
副幹事長 松本 吉弘(委員兼務)  
幹事 妹尾 長  
幹事 三好 和則

(国分寺町)  
副幹事長 土井 信幸(委員兼務)  
幹事 佐々木英典  
幹事 川上 保直  
幹事 武下 文男

(香南町)  
副幹事長 井上 優(委員兼務)  
幹事 川田 茂  
幹事 瀧本 隆  
幹事 西村 雅彦

(庵治町)  
副幹事長 加茂 富義(委員兼務)  
幹事 植田 宗士  
幹事 島野 学  
幹事 廣瀬 政博

(牟礼町)  
副幹事長 三野 重忠(委員兼務)  
幹事 関 正則  
幹事 中村 憲昭  
幹事 佐々木永治

5 幹事会部会委員 45人

(高松市)  
総務部会長 熊野 實(幹事兼務)  
総務部会委員 合田 彰朝  
総務部会委員 小山 正伸  
総務部会委員 高島 眞治  
企画財政部会長 岸本 泰三(幹事兼務)  
企画財政部会委員 井上 哲  
企画財政部会委員 城下 正寿  
企画財政部会委員 森 覚  
市民部会委員 久利 泰夫  
健康福祉部会委員 富田 繁  
健康福祉部会委員 岡本 英彦  
健康福祉部会委員 武上 浩一  
環境部会長 草薙 功三  
環境部会委員 大熊 正範  
環境部会委員 藤井 敏孝  
産業部会委員 川西 正信  
産業部会委員 山田 悟  
土木部会委員 白井 秀憲  
消防部会長 富永 典郎  
消防部会委員 清水 道雄  
水道部会委員 藤川 肇

文化部会委員 川崎 正視  
農業委員会部会委員 太田 秀人

(香川町)  
総務部会委員 和田 安富  
企画財政部会委員 柏 敏城  
市民部会委員 横田 敏治  
環境部会委員  
健康福祉部会委員 有馬 政昭  
健康福祉部会委員 菅原 孝士  
文化部会委員 山田 準一

(国分寺町)  
市民部会委員 谷本 裕巳  
健康福祉部会委員  
市民部会委員 鎌田 良博  
環境部会委員  
産業部会委員 帯包 正夫  
農業委員会部会委員  
文化部会委員 宮武 和弘

(香南町)

市民部会委員  
健康福祉部会委員  
環境部会委員  
土木部会委員

細谷 正文

環境部会委員  
土木部会委員  
水道部会委員

黒川 久夫

市民部会委員  
産業部会委員  
土木部会委員

妹尾 嘉起

産業部会委員  
土木部会委員  
農業委員会部会委員

松川 武男

文化部会委員

多田 安寛

(庵治町)

総務部会委員  
企画財政部会委員  
市民部会委員  
土木部会委員  
消防部会委員

島野 学(幹事兼務)

(牟礼町)

企画財政部会委員  
市民部会委員  
市民部会委員  
健康福祉部会委員

秋山 利広

秋山 徹

企画財政部会委員  
市民部会委員

村井 利行

市民部会委員  
環境部会委員

中村 健児

市民部会委員  
健康福祉部会委員  
環境部会委員  
土木部会委員

廣瀬 政博(幹事兼務)

土木部会委員  
水道部会委員

佐藤 宏

## 6 事務局

(高松市)

事務局長  
事務局次長  
総務班長  
調整班兼計画班  
調整班兼計画班  
計画班長兼調整班  
調整班兼計画班  
調整班兼計画班  
調整班兼計画班  
調整班兼計画班  
調整班兼計画班

林 昇  
加藤 昭彦  
安西 正門  
森田 大介  
林田 競一  
清谷 文孝  
平尾 和律  
秋山 浩一  
松崎 充宏  
片山 智規  
三好 健

(香南町)

調整班長兼総務班  
兼計画班

矢野 充伸

(庵治町)

調整班長兼総務班  
兼計画班

奴賀 信二

(牟礼町)

調整班長兼総務班  
兼計画班

加藤 将門

(香川町)

調整班長兼総務班  
兼計画班

澤田 敏男

(国分寺町)

調整班長兼総務班  
兼計画班

宮武 昌広

3 出席委員のうち、高松市委員の氏名の後の表記は、委員となっている合併協議会の名前を表わす略語で、何も表記のない委員は、五つの合併協議会の委員を兼務しています。

また、6 事務局のうち、高松市職員については、五つの合併協議会の事務局を兼務しています。

( 合併協議会名の略語 )

川：高松市・香川町合併協議会

国：高松市・国分寺町合併協議会

南：高松市・香南町合併協議会

庵：高松市・庵治町合併協議会

牟：高松市・牟礼町合併協議会

## 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議事
  - (1) 合併協定項目に関する報告事項
    - ア 「合併時まで調整する」、「両市町の長が別に協議して定める」として確認された合併協定項目の調整結果について
    - イ 「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果について
- 4 その他
  - (1) 1市5町スタンプラリーの実施結果について
  - (2) 暮らしのガイドブック（仮称）の発行について
  - (3) 1市6町の合併によるまちづくりプラン集成版について
- 5 閉会

午後 2時00分 開会

#### 会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。それでは、予定の時刻が参りましたので、ただいまから合併協議会第3回合同会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多用のところ、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、座って失礼します。

皆様、御承知のように、去る9月26日に高松市と塩江町が合併したことに伴いまして、高松市・塩江町合併協議会は、合併前日をもって解散をいたしました。

また、高松市と牟礼町との合併が決定したことから、新たに牟礼町が本合同会議に出席しておりますので、御報告をさせていただきます。

（高木牟礼町長、自席で起立の上、あいさつ。あいさつの発言は省略）

牟礼町の委員さん方については、まことに恐縮ですが、お手元の名簿をもちまして紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、ただいまより会議に入らせていただきます。

#### 会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、各合併協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、高松市の山田徹郎委員さん、香川町の薬師浦修身委員さん、国分寺町の末澤 進委員さん、香南町の田中宏和委員さん、庵治町の嶋野勝路委員さん、牟礼町の斎藤 隆委員さんの6名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、次に、会議次第の3議事に入らせていただきます。

##### 会議次第3 （1）合併協定項目に関する報告事項

議長（増田会長） （1）の合併協定項目に関する報告事項のうち、アの「合併時まで調整する」、「両市町の長が別に協議して定める」として確認された合併協定項目の調整結果についてを議題といたします。

お手元の資料1の目次でございます14項目について、順次、事務局から調整結果を報

告させます。

まず、1の一般職の職員の身分の取扱い及び2の事務組織及び機構の取扱いの2件について、一括、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

資料1の1ページをお開き願います。

一般職の職員の身分の取扱い及び事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、この二つの案件につきましては、牟礼町のみ該当する案件でございます。香川町、国分寺町、香南町、庵治町につきましては、前回の会議において御報告いたしております。

まず、一般職の職員の身分の取扱いでございますが、上段の調整案の欄でございますように、合併協議会におきましては、定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐこととし、職員の任免、給与その他の身分の取扱いの細目については、両市町の長が別に協議して定めるとして確認がされております。

次の調整結果の欄をごらんいただきたいと思います。

牟礼町の定数内職員の格付でございますが、まず、1の補職の取扱いにつきましては、基本的に2段階下げのものとしますが、高松市の制度にのっとり、牟礼町の現在の課長級職員は、18年度に実施される課長補佐級昇任試験に、また、課長補佐級職員は同係長級昇任試験を受験できるものとし、その際、その職責を担える資質を備える者は、昇任が可能となるよう配慮するものとしていたしております。

次に、2といたしまして、級号給の格付でございますが、給料表は、高松市給料表に統一し、牟礼町職員が当初から高松市で採用されたものとみなして、高松市の昇格基準表にあわせて、給料月額を再計算する。ただし、現給保障を基本とし、再計算額と現給との間に差が生じる場合には、調整するとしていたしております。

なお、具体的な調整内容につきましては、下の表のとおりでございます。

以上が、一般職の職員の身分の取扱いでございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

事務組織及び機構の取扱いについてでございます。

合併協議会で確認された調整案でございますが、現在の牟礼町役場につきましては、町の区域を所管区域とする地方自治法に規定する支所とし、アンダーラインを引いておりますように、牟礼支所における所掌事務につきましては、以下ありますが、合併時まで調整するとしていたしております。

調整結果でございますが、その下の欄に記載のとおり、支所の所掌事務及び関連事項は、次のとおりとするものでございます。

まず、1の支所事務につきましては、4項目に整理をいたしております。

(1)の基本事務といたしまして、高松市の現支所で取り扱っている事務は、町支所においても取り扱う。また、現支所の担っている機能や役割を持たせる。

次に、(2)の合併協議事務といたしましては、合併協議において、新たに発生する事務及び合併後も継続する事務のうち、町支所において処理することが適当と認められる事務は、支所事務とする。

次に、(3)の激変緩和等事務といたしましては、町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえ、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務につきましては、当面、支所の事務とする。

次に、(4)の本課分室等による事務につきましては、支所所管の事務とはしないが、全市的な業務体制の一体性や均衡、指揮命令の統一性等を確保する観点から、本庁の本課分室または本課付き職員を支所等に設置または配置することにより対応することが望ましい事務については、激変緩和等の措置として、支所等を業務場所とするというものでございます。

次に、2の支所長の権限等でございますが、(1)の支所職員及び支所事務の指揮監督権のほか、(2)の施設管理権、それから、次の3ページになりますが、(3)の予算執行権につきましては、支所の経常的経費は本庁管轄課で、また、支所管内の道路補修等の経費につきましては、市域全体の優先度等を考慮し、予算の範囲内で対応する必要がございますことから、本庁の各担当課で集中管理することとし、次の行の後段でございますが、その他の事務権限については、町事務の実施経緯や地域特性等を踏まえて、住民生活に支障が生じると認められる事務及び窓口受付事務は、原則として、支所事務とすることとし、当該事務のうち、即時交付等が必要な事務については、必要な限度において支所長に専決権限を付与することとするものでございます。

次に、3の支所組織等でございますが、おおむね、次のページの別図のとおりでございます。

この組織図では、支所の組織体制の基本イメージをあらわしております。特に、業務係では、住民生活に急激な変化を来さないよう、住民窓口部門及び事業窓口部門に各種の窓口担当を配置するものでございます。なお、補職名、係名等は、仮称でございます。

次に、4の支所職員数でございますが、記載の基準により配属するものでございます。

このうち、(4)でございますが、合併直後の一定期間については、特例的に上乘せの人員配置を行うことや、次の(5)の本課分室等事務の執行に当たり、最低限必要と認められる人員を、当面、支所等に常駐させること。そして、(6)として、以上の対応により、合併時においては、現在の町役場本庁に配属されている管理部門等を除く人員の7割程度に近い職員の配置を考慮するものとしたしております。

なお、注といたしまして、町事務の実情等により、各町一律の割合とはならないことを記載いたしております。

次に、5の激変対応措置等の段階的見直しでございますが、(1)といたしまして、上記1から4については、業務実態等に応じた効果的・効率的な事務執行体制とするため、平成21年度までの各年度において段階的に見直しを行うこと。(2)として、前項の段階的見直しは、全市的な支所・出張所のあり方の見直し検討と関連付けながら、均衡に留意して行うものとしたしております。

次に、6のその他では、組織統合のあり方を記載しておりますが、内容は、資料に記載のとおりでございます。

事務組織及び機構の取扱いについては、以上でございます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました2件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようございましたら、一般職の職員の身分の取扱い及び事務組織及び機構の取扱いの2件については、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、3の一部事務組合等の取扱いについて、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、先ほどの資料1の5ページをお開き願いたいと存じます。

一部事務組合等の取扱いでございますが、この一部事務組合等の取扱いから後の協定項目につきましては、高松市及び各町の現況をこの資料1の表の中に記載することができませんことから、本日、別に資料2として市町の現況をまとめた資料を作成をいたしております。これから後の説明は、この資料2の各市町の現況をあわせてごらんいただければと

思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、一部事務組合等の取扱いについて御説明申し上げます。

資料1の5ページでございます。

資料をごらんになってわかりますとおり、すべての合併協議会に該当する案件でございます。

各合併協議会における協議の中では、この一部事務組合等の取扱いにつきましては、調整案及び対応策の欄の下線部分にございますように、町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うとして確認がされております。

これらの調整結果でございますが、町によりまして、加入している一部事務組合が異なりますことから、よりわかりやすく説明をするため、この資料では、一部事務組合ごとに整理をいたしております。

まず、5ページの一番下の枠でございますが、香川県東部清掃施設組合でございます。

この組合は、香川町、庵治町、牟礼町が、さぬき市、東かがわ市、三木町と構成をしている一部事務組合でございます。

この組合の取扱いにつきましては、現在、なお調整中でございます。現時点では、調整結果のそれぞれの欄に記載をしておりますように、「香川県東部清掃施設組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している各町地域の事務については、両市町の合併の日以降、平成20年3月31日までの間、高松市から同組合に委託する方向で調整中。」となっております。

今後、速やかに調整を終えまして、その結果につきましては、委員の皆様方に文書で御報告いたしたいと存じておりますので、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、6ページの木田香川地区町村税滞納整理組合でございますが、これは現在、香川町、香南町、庵治町、牟礼町の4町と三木町、直島町とで構成しております一部事務組合でございます。

調整結果でございますが、「木田香川地区町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している香川町、香南町、庵治町及び牟礼町地域の事務については、両市町の合併の日が高松市が引き継ぐものとする。また、同組合の定数内の職員については、関係市町の職員として採用する。」といたしております。

続きまして、綾南環境衛生組合でございますが、これは現在、国分寺町が綾上町、綾南

町との3町で構成している一部事務組合でございます。

調整結果でございますが、「綾南環境衛生組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している国分寺町地域の共同処理事務のうち、し尿の貯留業務及び焼却灰の処分業務については、両市町の合併の日に、高松市から同組合に委託して行うものとする。なお、綾南斎苑に係る共同処理事務の取扱いについては、合併協定項目第24-23号「その他の事業（葬斎関係事業）」の調整結果によるものとする。」としたところでございます。

続きまして、讃岐地区広域消防組合でございますが、これは現在、香川町、香南町、庵治町、牟礼町の4町と三木町とで構成している一部事務組合でございます。

調整結果でございますが、「讃岐地区広域消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している各町地域の常備消防業務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。」といたしております。

続きまして、香川南部葬斎場組合でございますが、これは現在、香川町、香南町の2町で構成している組合でございます。

調整結果でございますが、「香川南部葬斎場組合については、合併の日の前日をもって解散し、同組合が共同処理している各町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。また、同組合の定数内の職員については、高松市の職員として採用する。」といたしております。

続きまして、坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合でございますが、これは国分寺町が、坂出市、宇多津町、綾上町、綾南町と共に構成している一部事務組合でございます。

調整結果でございますが、「坂出綾歌地区市町村税滞納整理組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している国分寺町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。」といたしております。

最後に、香川県市町総合事務組合でございますが、これは5町とも加入している一部事務組合でございます。

調整結果でございますが、「香川県市町総合事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、同組合が共同処理している各町地域の事務については、両市町の合併の日に高松市が引き継ぐものとする。」としたところでございます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言を願います。

はい、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野でございます。

5ページの東部清掃施設組合の調整中のところで、平成20年3月31日まで委託をするということですが、今の条件と同じでっていうことで、ほぼ、そういう認識でよろしいのかってというのが一つと、それとその次の6ページですが、讃岐地区広域消防組合の職員の採用の件なんです、高松市の職員として採用すると、こうなってますが、これは、採用条件というのは、先ほどありました条件とほぼ同じでよろしいのでしょうか。

その2点について、お伺いいたします。

議長（増田会長） 2点について、事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、ただいまの答弁につきましては、それぞれ所管する部会からお答え申し上げます。

藤井環境部会委員 高松市の環境部でございますが、先ほどの東部清掃施設組合の件でございますが、現在、東部清掃施設組合と協議しておりますのは、2年間の収集体制を変えないという中で、東部清掃施設組合に対して、合併後は委託して搬入体制、車両とか人員とか、そういったものを変えないという方向で協議をいたしております。

清水消防部会委員 失礼いたします。讃岐地区広域消防組合の職員につきましては、そのまま高松市の消防職員として採用させていただきます。

以上でよろしいでしょうか。

三野（八）委員 1ページの職員の採用、調整結果っていう表がありますでしょ。あれと比較して、どんなのかな。例えば、勤続が20年だって、高松市に行った場合に、この表のとおりなのか、また、そうじゃなくって、また別枠で、採用条件はどうなるのかなって、非常に素朴な質問でございます。

清水消防部会委員 讃岐広域の定数内の職員につきましては、そのまま定数内で採用ということで、公平にしております……

合田総務部会委員 済みません。一般職の職員の身分の取扱いと同様に取り扱うのかということだと思んですが、そのようなことですね。一緒でございます。考え方は一緒です。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、一部事務組合等の取扱いにつきましては、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、4の都市提携及び5のコミュニティ施策の2件について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料1の7ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、都市提携のうち、国内都市との提携でございますが、この案件につきましては、高松市・国分寺町合併協議会のみ該当する案件でございます。

現況につきましては、資料2の16ページに記載しておりますが、概略を説明申し上げますと、国分寺町におきましては、栃木県の国分寺町と交流を続けておられまして、本年2月に都市提携を結んでおります。なお、この栃木県国分寺町につきましては、当初、本年10月の予定でございましたが、変更いたしまして、来年の1月10日に近隣2町と合併して下野市となる予定でございます。

資料1の7ページでございますように、合併協議会における協議の中では、下線を引いておりますように、国分寺町が予定している都市提携の取扱いについては、相手先の合併の動向を踏まえるとともに、その意思等も尊重し、地域間交流等のあり方も含め、合併時までに調整するものとするとして確認がされております。

調整結果でございますが、「栃木県国分寺町（平成18年1月10日に合併し、下野市となる。）との交流については、合併時までに、住民や民間団体の主体による地域間交流に移行する。」としたところでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

コミュニティ施策でございますが、これは高松市・香川町合併協議会のみ該当する項目でございます。

資料2の17ページに現況を記載しておりますが、香川町には13の町立の文化センターと日生ニュータウングリーンセンターがございます。この管理につきましては、管理人委託という形態で町が管理をいたしております。

合併協議会での協議結果でございますが、資料1の8ページに記載をいたしておりますように、対応策のアンダーラインを引いておりますが、管理運営等については、現行の管理体制を基本に、合併時までに調整すると確認がされておるものでございます。

今回の調整結果でございますが、「香川町立文化センターについては、財産を普通財産

として、地域での維持管理の受け皿となる組織ができるまでの間、現在の管理体制を維持するものとする。香川町立日生ニュータウングリーンセンターについては、市民の集会、レクリエーション等の場として利用することとし、管理運営については、地域コミュニティ組織の構築等により、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。」といたしております。

なお、次の9ページに、この日生ニュータウングリーンセンターの使用料等の調整結果を掲載いたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

はい、どうぞ。

富田委員 香川町の富田ですけれども、コミュニティ施策の中で、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでというのは、これは、どの時点、期間をもって言うておるのか、ちょっとお伺いしたいんですけれど。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、市民部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

久利市民部会委員 市民部会でございます。

委員御指摘のコミュニティ組織の関係でございますが、高松市では、平成19年度を目途に指定管理者制度の対応を今考えておるところでございます。

コミュニティ組織が町において、ある程度整うというのが前提条件でございまして、現在、連合自治会中心に、いろいろ地域での各種団体の皆様方が御相談なさって、これから地域づくりを進めていくというような状況でございますので、それらの進展にあわせて、いわゆるコミュニティ組織が、ある程度結成できると、立ち上がるという状況を想定しておりますので、それらをにらみながら指定管理者制度の対応を考えてまいりたいと存じます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。

7ページについて、ちょっと確認させていただきます。

地域間交流については、私どもの町は栃木県の国分寺町なのですが、今後、住民や民間団体の主体による地域間交流に移行するということは、民間主体ということは、幾分かは行政としてお手伝いしてもらえるのかどうか。それとも、もう全く勝手にやりなさい、行政は知りませんよということなのか、このあたりをちょっと確認させていただいたと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、総務部会の方からお答え申し上げます。

小山総務部会委員 総務部会でございます。よろしくお願いいたします。

今回の調整結果で示しております住民や民間団体の主体による地域間交流に移行ということでごさいますして、これにつきましては、既に調整を終えております塩江町、それから牟礼町につきましても、それぞれ地域間交流がございまして、今、お尋ねの件につきましては、いわゆる民間団体へ、基本的には、地域間交流としてゆだねるものの、やはり、それぞれの交流が醸成するまでについては、やはり何らかの形での行政の支援というのが必要だと思っておりますので、そのあたり、団体を通じたような形で考えていきたいと、こういうふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ほかにどうぞ。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、4の都市提携及び5のコミュニティ施策の2件につきましては、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、6の高齢者福祉事業及び7のその他の福祉事業、2件について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料1、10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、高齢者福祉事業の老人介護支援センター事業でございますが、これは高松市・香川町及び高松市・国分寺町の二つの合併協議会が該当する案件でございます。

まず、市町の現況でございますが、資料2の18ページと19ページに現況をまとめております。

現況の概略を説明申し上げますと、老人介護支援センターのうち、地域型支援センターにつきましては、高松市では、社会福祉法人や医療法人などへ委託して運営しておりますが、香川町、国分寺町ともに直営で運営しております、その運営方法に差異がございます。

資料1の10ページにお戻りを願いたいと存じますが、10ページに記載しておりますように、合併協議会におきましては、この地域型支援センターにつきましては、対応策の欄に記載のとおり、高松市の制度に統一することとし、下線部分にございますように、地域型支援センターの委託化に伴い、各町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとするとして確認がされたところでございます。

今回の調整結果でございますが、「地域型支援センターについては、各町地域に事務所を置く社会福祉法人に委託するものとし、各町地域の住民サービスの低下を招かないようにする。」としたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願いたいと存じます。

高齢者福祉事業のうち、介護予防等拠点施設管理運営事業でございますが、これは高松市・香南町合併協議会のみ該当する案件でございます。

現況につきましては、資料2の20ページにまとめておりますが、概略を説明申し上げますと、この事業は香南町のみの事業でございます。香南町では、ふれあい館、地域ふれあいセンターの二つの施設を記載のような形態でそれぞれ管理をいたしております。

資料1の11ページの対応策の欄に記載しておりますように、合併協議会におきましては、この介護予防等拠点施設管理運営事業につきましては、香南町の介護予防等拠点施設については、高松市に引き継ぐこととし、施設の管理形態については、合併時まで調整するものとするとして確認がされております。

今回の調整結果でございますが、記載のとおり、「香南町の介護予防等拠点施設の管理については、ふれあい館は直営とし、地域ふれあいセンターは現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思います。

その他の福祉事業のうち、社会福祉協議会運営補助等事業でございますが、すべての合併協議会に該当する案件でございます。

各市町には、それぞれ社会福祉協議会がございますが、その補助内容及び委託事業の内容等におきまして、高松市と各町間では差異がございます。

合併協議会の協議の中では、対応策の欄にございますように、町によりまして若干異なる表現となっておりますが、社会福祉協議会への補助内容あるいは運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、各町地域におけるサービスの低下を招かないよう、高松市と各町社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整するとして確認がされてお

ます。

今回の調整結果でございますが、「高松市社会福祉協議会と各町の社会福祉協議会が締結した合併契約書に基づき、合併後の高松市社会福祉協議会の運営に必要な補助を行うものとする。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいまの説明のありました2件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、6の高齢者福祉事業及び7のその他の福祉事業、2件については、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、8の農林水産関係事業について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料1、13ページをお開き願いたいと存じます。

農林水産関係事業のうち、農園整備事業でございますが、この案件は国分寺町と庵治町に該当する案件でございます。

各市町の現況につきましては、資料2の31ページと32ページにまとめております。

概略を説明申し上げますと、この農園整備事業につきましては、高松市では、市民農園としてJA香川県が運営しており、高松市が栽培指導事務に対して補助を行っております。

一方、国分寺町及び庵治町では、レクリエーション農園として町が事業を運営しております。その事業主体において差異がございます。

資料1の13ページに記載しておりますように、合併協議会では、対応策でございますように、高松市の制度に統一することとし、ただし、運営方法の変更に伴い、農園利用者のサービスの低下を招かないよう、合併時まで調整するものとするとして確認がされております。

調整結果でございますが、「事業の運営については、JA香川県が実施主体となり、施設整備、入園料の徴収、維持管理を行い、栽培指導事務に対し補助するものとする。」としたところでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

農林水産関係事業のうちの香川用水事業でございますが、これは高松市・国分寺町合併協議会のみ該当する項目でございます。

現況につきましては、資料2の33ページに整理をいたしておりますが、概略を御説明申し上げますと、香川用水土地改良区維持管理費賦課金につきましては、高松市では、関係の土地改良区が負担しておりますが、国分寺町では、町が負担をいたしております。

資料1の14ページの対応策の欄に記載しておりますように、合併協議会では、高松市の制度に統一する。ただし、維持管理費賦課金の負担者については、土地改良区の設立も視野に入れて、合併時までに調整するとして確認がされております。

調整結果でございますが、「維持管理費賦課金の負担者については、地元受益者（土地改良区・水利組合）とする。」としたところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、8の農林水産関係事業につきましても、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、9の建設関係事業及び10の上水道事業、2件一括して事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料1の15ページをお開き願いたいと存じます。

建設関係事業の漁港管理事業でございますが、これは高松市・庵治町合併協議会のみ該当する項目でございます。

両市町の現況でございますが、資料2の34ページから36ページにかけて整理をいたしております。

この漁港管理事業につきましては、高松市においては、五つの漁港、庵治町においては、六つの漁港を管理しておりますが、漁港の維持管理経費の負担割合等あるいは漁港施設占用料及び漁港施設使用料におきまして、市町間では差異がございます。

資料1の15ページに記載のとおり、合併協議会では、調整案の欄にございますように、庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時までに調整するものとするとして確認がされております。

調整結果でございますが、「庵治町の漁港施設占用料のうち、家屋類及びその附属地、管類埋設置、その他工作物の占用料については、現行のとおりとし、起重機、電柱類（電

柱、その他の柱類、鉄塔)、架空管、広告類(標識類、看板及び広告板)の占用料については、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、資料1、16ページをごらんいただきたいと存じます。

上水道事業のうち、受付・収納についてでございますが、これは高松市・牟礼町合併協議会に該当する項目でございます。

牟礼町におきましては、水道料金の収納につきましては、口座振替や金融機関などでの直接納付のほか、私人6人と収納委託契約を交わしての集金制度がございまして、この取扱いについて、合併時まで調整することといたしておりました。

今回の調整結果でございますが、「牟礼町の水道料金等に係る私人への収納委託制度については、合併時に廃止する。」としたところでございます。

以上、簡単でございますが、案件の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました2件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでございますので、9の建設関係事業及び10の上水道事業、2件につきましては、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、11の消防防災関係事業について、事務局から説明をいたします。

事務局次長 それでは、資料17ページをごらんいただきたいと存じます。

消防防災関係事業のうち、まず、常備消防でございますが、これは高松市・国分寺町合併協議会のみ該当する項目でございます。

国分寺町では、常備消防業務を綾上町、綾南町と共に高松市に事務委託をいたしておりますが、この3町で綾歌東部消防事務協議会を設立し、消防施設の整備や施設の維持管理などの事務を共同で処理いたしております。

合併協議会における協議におきましては、調整案、対応策でございますように、高松市の制度に統一することとし、ただし、綾歌東部消防事務協議会で処理している事務の取扱いについては、合併時まで調整するものとするとして確認がされております。

調整結果でございますが、「国分寺町は、両市町の合併の日の前日をもって綾歌東部消防事務協議会を脱退し、同協議会が共同処理している国分寺町地域の事務については、合併の日に、高松市が引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

防災行政無線についてでございますが、高松市・牟礼町合併協議会のみ該当する項目でございます。

両市町の現況については、資料2の42ページに整理をいたしております。

現況でございますが、高松市では、移動系無線は整備をされておりますが、同報系無線につきましては、整備されておられません。現在、整備を検討中でございます。

一方、牟礼町におきましては、移動系無線及び同報系無線とも整備されておまして、また戸別受信機の設置に当たりましては、記載のとおり経費負担をいたしております。

資料1の18ページの対応策の欄でございますように、合併協議会における協議では、市町の各無線施設の接続方法については、合併時まで調整する。戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整するとして確認がされております。

調整結果でございますが、防災行政無線の両市町の基地局の接続方法につきましては、その調整結果の欄に記載のとおりでございます。また、「牟礼町の防災行政無線（同報系）の戸別受信機の経費負担については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問、御意見等ございましたら、御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、11の消防防災関係事業につきましても、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、12の文化振興事業について、事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料1、19ページをごらんいただきたいと存じます。

文化振興事業のうち、文化団体の育成・支援事業でございますが、これは香川町、国分寺町、庵治町の三つの合併協議会が該当する項目でございます。

各市町の現況につきましては、資料2の43ページから45ページにかけて整理をいたしております。

各市町にそれぞれ文化協会がございますが、文化協会の組織等におきまして、市町間では差異がございます。

資料1の19ページにございますように、この文化団体の育成・支援事業につきましては、対応策の欄の下線部分を引いておりますが、文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して、庵治町につきましては、激変緩和を考慮する中で、という表現が追加をされておりますが、合併時までに調整するとして各合併協議会で確認をされております。

今回の調整結果でございますが、「各町の文化協会への補助については、両市町の合併に伴う同協会の動向及び活動の方向性等を見極め、激変緩和を考慮する中で、その額を決定するものとする。」としたところでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

地域振興館、仮称でございますが、この整備事業についてでございます。これは、高松市・庵治町合併協議会のみが該当する項目でございます。

この地域振興館につきましては、旧の農協倉庫を改修し、三枝惣太郎氏などの作品を展示するほか、映画「世界の中心で、愛をさけぶ」のセットである「写真館」を復元する施設として、現在、庵治町において整備中の施設でございます。来月上旬に完成する予定でございます。

合併協議会では、対応策の欄にございますように、庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。運営主体、運営方法等については、合併時までに調整するとして確認がされております。

今回の調整結果でございますが、「庵治町の地域振興館（仮称）の管理運営については、指定管理者制度の導入環境が整備できるまでの間、直営とし、使用料等については、別紙のとおり定める。」としております。

なお、次の21ページには、この地域振興館の合併後の使用料等を記載いたしております。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問等ございましたら、御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、12の文化振興事業につきましても、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、13のその他の事業（葬斎関係事業）及び14の附属機関等の取扱い、2件について事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、資料1、22ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（葬斎関係事業）のうち、葬斎場でございますが、これは五つの合併協議会すべてに該当する項目でございます。

各市町の現況につきましては、資料2の47ページから56ページにかけまして整理をいたしております。

その現況でございますが、高松市には、市の斎場公園がございまして、市が運営をいたしております。

一方、香川町、香南町におきましては、一部事務組合でございます香川南部葬斎場組合（やすらぎ苑）を運営いたしております。国分寺町も、同じく一部事務組合である綾南環境衛生組合（綾南斎苑）を運営いたしております。

また、庵治町、牟礼町には、町営の庵治町斎場、牟礼町斎苑がございまして、運営主体、また火葬料等の施設の使用料におきまして、それぞれ市町間では差異がございます。

この葬斎場につきましては、資料1の22ページの対応策の欄の下線部分に記載しておりますように、香川町、香南町では、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するとして、また、国分寺町では、綾南環境衛生組合（綾南斎苑）の施設等の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整するとして、また、庵治町、牟礼町では、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するとして、それぞれ確認がされたところでございます。

今回の調整結果でございますが、香川町、香南町につきましては、「香川南部葬斎場の施設使用料のうち、火葬料については、高松市の使用料に統一するものとし、その他の施設使用料については、現行の使用料の区分・金額等を適用する。」とし、また、国分寺町につきましては、「国分寺町地域住民の綾南環境衛生組合（綾南斎苑）の施設等の使用料については、合併年度は現行の組合料金の適用を受けるものとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、火葬料の負担増に対する一部助成を行うものとする。」とし、また、庵治町、牟礼町では、「庵治町斎場、牟礼町斎苑の施設使用料のうち、火葬料については、高松市の使用料に統一するものとし、その他の施設使用料については、現行の使用料の区

分・金額等を適用する。」としたところでございます。

続きまして、次の２３ページをお開き願います。

葬斎関係事業のうち、市・町民葬儀でございますが、各市町の現況につきましては、資料２の５７ページから６１ページに整理をいたしております。

市町間では、葬儀の種類や料金などにおきまして差異がございます。

この市・町民葬儀につきましても、資料１、２３ページの調整案、対応策の欄の下線部分にございますように、それぞれ町の内容は異なりますが、合併時までに調整するとして確認がされております。

その後、一部事務組合等の取扱いの協議の結果、また、市町間の協議結果を踏まえ、調整結果の欄にございますように、香川町、香南町では、「高松市の制度に統一する。」こととし、国分寺町では該当がございませんことから、「高松市の制度を適用する。」、また、庵治町、牟礼町では、「利用者の負担増に対する対応については、高松市の制度を適用することにより、負担軽減措置を講ずるものとする。」と、それぞれしたところでございます。

続きまして、２４ページ、最後の２４ページをごらんいただきたいと存じます。

附属機関等の取扱いでございますが、この案件につきましては、牟礼町のみ該当する項目でございます。牟礼町以外の町につきましては、前回の会議で御報告いたしております。

この附属機関の取扱いにつきましては、両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合することとし、各町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整するものとするとして確認がされたところでございます。

２４ページの表は、高松市と牟礼町の同種の附属機関などを除いた町独自の附属機関の取扱いにつきまして、その調整結果を一覧表に整理したものでございます。

表にございますように、一番目の法定外公共物審査委員会ですと、高松市では、用途廃止の際の手續を土地改良区からの申請に基づく決裁行為で行っておりますことから、この法定外公共物審査委員会については、合併時に廃止することといたしております。

また、２番目の差別をなくす人権擁護審議会につきましては、高松市において、同種の附属機関等がございますことから、その附属機関で対応することとし、町の附属機関は合併時に廃止することといたしております。

また、5番目の牟礼港港湾施設管理委員会は、高松市において、これまで同様な附属機関がなかったことから、新たに同様の附属機関を設置することといたしております。

このような形で11番まで整理をいたしております。時間の都合がございまして、逐一の説明は省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件に御質問等ございましたら、御発言願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、13のその他の事業（葬斎関係事業）及び14の附属機関等の取扱い、2件につきましては、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

次に、イの「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

恐れ入りますが、一番最後にとじておりますA3判の横長の大きな資料がございます。

資料3と右肩に番号を振っておりますが、この資料3をごらんいただきたいと存じます。表題が、「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果についてという表題でございます。

この使用料・手数料等につきましては、それぞれの合併協議会で、各市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一することとし、各町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するとして確認がされたところでございます。

その調整結果でございますが、今回、牟礼町を含む1市5町の使用料・手数料等をまとめたものを一覧表に整理したものでございます。表紙に記載しておりますように、1ページから16ページまでは、使用料等の取扱いの調整結果でございます。また、17ページから24ページまでが、手数料等の取扱いの調整結果でございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんいただきますとおわかりになりますように、この表につきましては、各市町の現況を項目ごとに記載をいたしております。そして、その右端に調整結果を記載をいたしております。このようなことで、1ページから24ページまででございます。

牟礼町以外の町につきましては、調整が終わっていなかった一部の項目を除きまして、前回の第2回の合同会議で報告いたしておりますが、この資料には、前回報告いたしましたものを含め、今回、新たに報告するものを追加して記載いたしております。牟礼町につきましては、すべての項目が新規で報告する内容でございます。

この資料での表記の仕方でございますが、恐れ入りますが2ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の第3回の合同会議で、新たに報告する内容につきましては、関係する欄を太枠で囲っております。

また、調整結果に文言を追加する場合には、その該当部分に下線を引いております。例えば、2ページの一番上の4の項目ですと、第2回の合同会議では、牟礼町以外の4町については、調整中ということございましたことから、今回、牟礼町を含めすべての町について新規の報告事項となり、左の端から右の端まで、全体を太枠で囲っております。

また、2ページの下の方、7でございますが、7につきましては、該当がなかった町も含め、調整結果を前回の会議で報告済みでございますが、今回は、牟礼町のみが新規の報告事項となりますことから、表記の仕方といたしましては、高松市と牟礼町、そして調整結果の三つの欄を太枠で囲むとともに、調整結果の欄のうち、文言を追加した部分には、下線を引いております。このようなことで整理しております。

なお、恐れ入りますが、この資料の中で一部訂正がございますので、御報告をさせていただきます。21ページをごらんいただきたいと存じます。

21ページは、手数料等の取扱いの調整結果でございますが、このうち一番下側の62の枝葉処理手数料、これは国分寺町のみ該当する項目でございますが、記載をしております手数料のうち一番最後の2トン車収集1,500円とありますのは、3,500円の誤りでございます。おわびして訂正を申し上げます。恐れ入りますが、訂正をお願いします。

以上が、使用料・手数料等の調整結果でございますが、恐れ入りますが、本日、逐一の説明は省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問等ございましたら、御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、イ、「使用料・手数料等の取扱い」の調整結果につきましては、ただいまの報告のとおり取り扱うことといたします。

会議次第4 その他（1）1市5町スタンプラリーの実施結果について

（2）くらしのガイドブック（仮称）の発行について

（3）1市6町の合併によるまちづくりプラン集成版について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、（1）の1市5町のスタンプラリーの実施結果についてから（3）の1市6町の合併によるまちづくりプラン集成版についての3件について、一括して事務局から説明いたします。

事務局次長 それでは、御説明いたします。

先ほどの資料1ではなくて、会議資料、本編の方でございますが、会議資料の本編2ページ、別紙1というのがございますが、そちらの方をごらんいただきたいと存じます。

合併協議会第3回合同会議資料と表紙に記載しております。この会議資料の2ページ、別紙1をごらんいただきたいと存じます。

まず、1市5町のスタンプラリーの実施結果についてでございますが、この資料に記載のとおり、このスタンプラリーにつきましては、各市町2カ所ずつ、合計で12カ所の対象施設を訪問する中で、地域間交流を行い、合併に向けた機運を高めるとともに、地域の一体感の醸成を図ったものでございまして、当時、合併の枠組みが決定いたしておりました五つの合併協議会が合同で実施したものでございます。

その実施結果でございますが、3ページの2に実施結果を取りまとめてございます。

記載のとおり、合計で502名の方から応募をいただきました。なお、このうち64名の方は、住所要件あるいはスタンプの押印要件などから無効となっております。

3ページには、この502名の応募者について、住所別、スタンプの押印数別の応募者数のほか、施設別の来場者数を整理して記載いたしております。

また、次の4ページから6ページには、応募用紙の裏にアンケートがございましたが、このアンケートの回答結果を整理して掲載いたしております。

なお、このスタンプラリーの応募者につきましては、多数となりましたことから、その賞品の当選者につきましては、厳正な抽せんを行った上で決定し、10月21日に賞品を発送いたしております。

以上が、1市5町スタンプラリーの実施結果でございます。

続きまして、くらしのガイドブック（仮称）でございますが、この発行について御説明いたします。

本日、特に資料はございません。口頭で御説明申し上げます。

この冊子につきましては、合併に伴う住所表示の変更に伴う手続の要否や、合併後の受付窓口、各種手続方法などを合併関係町の住民の皆様幅広く周知するため、この1市5町の合併協議会が合同で制作をしているものでございます。

現在、鋭意作成中でございますが、町によりまして、若干配布時期が異なりますが、12月の月上旬に合併関係町の全世帯などに配布をする予定でございます。

くらしのガイドブックの発行につきましては、以上でございます。

続きまして、1市6町の合併によるまちづくりプラン集成版について、御説明いたします。

本日、お手元に配布いたしております資料のうちで、表紙に高松市と塩江町、香川町、国分寺町、香南町、庵治町、牟礼町の合併によるまちづくりプラン集成版と記載したものがございます。この資料をごらんいただきたいと存じます。

まちづくりプランの集成版につきましては、既に、第1回の合同会議で牟礼町を除く1市5町の合併によるまちづくりプランの集成版が、高松市から資料として提出をされております。

今回、新たに高松市と牟礼町との合併が決定し、1市6町の合併の枠組みが確定したことを受けまして、高松市側の対応として各合併協議会が個別に作成した六つのまちづくりプランについて、改めて共通部分の集約整理を行うとともに、合併後の各地域のまちづくり施策について比較し、一覧できるように作成をして、本日、提出されたものでございます。

なお、恐れ入りますが、本日は、時間の関係で、逐一の説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

最後に、あわせて、高松市から合併の記念行事についてお知らせを申し上げます。

口頭で説明させていただきます。

合併の記念行事について、高松市からお知らせがございます。

まず、来年1月10日の合併の日でございますが、各支所におきまして、支所の開所式を行うことといたしております。

また、翌月2月15日の午後になりますが、今回の高松市と6町との合併を祝う合併記

念式典をサンポートホール高松において、開催を予定いたしております。

合併協議会委員の皆様には、詳しい日時等が決まりましたら、改めて御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました件について、御質問等ございましたら、御発言願います。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 以上がその他ということで、事務局からの説明でございました。

この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら、お聞きしたいと存じます。

はい、どうぞ。

有岡委員 牟礼町の有岡です。

今回がもう最後の合併協議会だろうと思うんですけども、合併協定項目でも大体報告いただいたんですけども、一つだけ、特別職の職員の身分の取扱いの項が残っておるのではないかと思うんですけども、まだ協議中だろうとは思うんですけども、どういうふうな形で発表されるんか、新聞の発表をもって委員が知るというのも寂しいもんがあるんで、その点、どういう予定になっとんかをお聞きしたいことと、香川町が、これ私、牟礼町で配付していただいた資料の中に、その特別職の職員の身分の取扱いの項が該当なしとなってるんです。これがどういうことなかなあとお聞きしたいんで、よろしく願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 私の方から説明をいたします。

まず、特別職の職員の身分の取扱いに係る合併協定項目のことですが、ただいま御指摘いただきましたように、合併時までには両市町の長で協議するという取扱いにいたしております。

しかしながら、この件については、合併協議としては取り扱わないというか、処遇をしないと、合併協議においては処遇をしないということで、この会にも報告をしない取扱いということにさせていただいております。そういうようなことでございます。

それから、香川町と高松市との合併協議会で、この案件については該当なしということにしてますが、これについては、同協議会において、失職するということのみをもって記載をしておるということでございまして、これは法律に基づいて失職する事実を記載する

と。

その後の取扱いについてを協議する、しないということについても記載をしないということでの取扱いでございます、この合同の合併協議会でも報告をする案件ではないということでご該当なしという取扱いとさせていただいております。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに。

どうぞ。

有岡委員 済みません。そしたら、塩江町の場合に、人事異動のときの新聞発表をもって支所長に町長がなられたということを知ったんですけども、他の5町もそういうふうなことで理解しとってよろしいでしょうか。

事務局長 事務局から説明をいたしますが、高松市から聞いておる範囲で申し上げますと、先ほど申し上げましたように、合併協議としては処遇をしないということでありまして、高松市として、合併後のその地域のいろんなさまざまな事業等あるいは住民との接触等において、円満かつ円滑に進めていく必要があるという判断のもとで、高松市独自の判断ということで、塩江町の場合は、支所長に前町長をお願いをしたということでございます。

そのようなことについては、ほかの町に対しても働きかけをいたしておるということを知っておりまして、その結果については、まだというか、事務局が関知する問題ではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

有岡委員 会長に聞けという声が上がってとんで……

議長（増田会長） ええ、まあそうですね。私が答えないかと思っておりますけれども、辞令行為ですんで、余り早くから表に出して御相談ということにもなりませんけれども、それぞれの町にとって一番関心事でございますから、当然、合併協議会の委員さん等には、御相談というたらあれですけども、早目にわかるような、新聞辞令でわかるよりは配慮したいなと、そういう気持ちでございます。

有岡委員 支所のあり方に一番大きな影響を与えたいと思っておりますので、よろしく御配慮をお願いします。

議長（増田会長） はい、わかりました。

ほかにどうぞ。

はい、どうぞ。

村上委員 牟礼町の村上と申します。

初めて合同会議に出席させていただいたんですが、先日、牟礼町で12日に自治会長の招集がありまして、今度合併しましたら、ごみの出し方とかごみ袋ってというのが今の町のと違うんで、その説明はわかったんですが、その席で、牟礼町は今まで、長年の伝統やと思うんですが、河川清掃、これ6月、もっと早くしないといけないと、最近田植えが早くなったもんですから、4月か5月にせないかんようなこと言ったんですが、来年からはもう、今まで町の方の環境課のリーダーシップで、各自治会で、公園とか草刈りとかいろいろしておいて、小学生から中学生も入れまして、非常に美意識というか、そういうのが高まって非常にいい制度だと思いますし、1日、全世帯で1名ないし2名出られて、非常にすっきりするということがありまして、これは来年からは関知しないようなことをおっしゃってたんですが、ほかの町の方は、やはり牟礼町と同じように、田畑があるし川もあると思うんですけど、現在どのようにされておるのかお聞きして、それと高松市が、来年からは言ったように、もう全然関知しないというのか、その辺のところをちょっとお伺いして、現在、牟礼町でやってるのは、大体ジュース代ぐらいですか、補助をいただてるんですが、あとは各自治会で出た人にパン買ったりいろいろしておるんですけども、そういうことを多少でも補助をしていただいて、そういう、町をきれいにするいい制度ですから、ぜひ続けていただいたらと思うんですが、その辺のお考えをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、環境部会の方からよろしいでしょうか、答弁。では、お願いします。

草薙環境部会長 環境部の草薙でございます。

今、河川清掃の話があったんですが、環境美化というのは非常に重要なことでございまして、高松市でも一斉清掃とか、そういう取り組みを進めております。

したがいまして、ちょっと御質問の趣旨がわかりにくいんですが、そういう取り組みは今後とも続けていきたいというふうに考えておりますので、また引き続きまして御協力いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

村上委員 自治会長の間では、各自治会ごとに、きょうはあの自治会がその辺の地区を

掃除しよったとか、あしたはあそこら辺がしよったとかというんじゃないしに、やっぱり一斉にした方がきれいになるもんですから、できたら町ごとにでも、そういう一斉清掃を、今後も合併しても継続していったらいいんじゃないかなあということでお話したわけです。

議長（増田会長） はい。

草薙環境部会長 重要なことでありますので、今後とも続けてまいりたいと。また、具体的には、個々に詰めさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（増田会長） そういうときは、当然、清掃車等が出るというようなことも考えられますので、調整をまたやっていきたいと思えます。

村上委員 ちょっと、もう一つ。現在、ほかの国分寺町さんとか香南町さんとか、皆どのようにされておられるのかも、ちょっと参考にお聞きさせていただいたらと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長（増田会長） 事務局の方でつかんどんだったら、もう事務局の方で一括してお話してくれたらいいんですが。事務局の方では、別につかんでなければ各町で。

はい、どうぞ。

草薙環境部会長 各町ともに環境美化の取り組みはそれぞれされておると思えます。その形態については、いろいろとその町、その町独自のやり方でされていると思えますので、そういう面も生かしながら、また御相談させていただいて、いずれにしても、こういう取り組みは続けてまいりたいということで考えております。

議長（増田会長） それじゃ、どうぞ。

三野（八）委員 牟礼町の三野でございます。

後戻りをして非常に恐縮なんです、附属機関の取扱いの項でちょっと要望があつてましたので。

実は、昨日、合併調査特別委員会を牟礼町でやりまして、地籍調査、牟礼町、平成3年から24年までっていう予定でやってるんですが、非常にやっぱり相手があることで、なかなか予定どおりには進んでいないというのが実態なんです。

それで、本庁の、市からの直属で来ていただくことになって、非常にありがたいんですが、できれば、二つの班、増強していただいて、もう少しスピードアップをしていただきたい、そういう要望をぜひしとってくれということでしたので、地籍調査について、2

班体制ぐらいでしていただきたい。そういうことを要望させていただきます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） はい、承っておきます。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。

本日、最後の合併協議会に一言御要望を申し上げたいと思います。

実は、私、香川町議会推薦の農業委員も務めておりまして、委員を代表して高松市の合併後の農業政策につきまして、国の政策との絡みもあると思うのでございますけれども、希望を申し述べておきたいと思います。

御承知のように、香川町は、農業を基盤として発展してきた町でございまして、他の4町さんもほぼ同様かと思えます。今、その農業政策が衰退し、非常に憂慮されているのは、皆様、御承知のとおりかと思うのでございますけれども、これは農業専従者の高齢化に伴う減少と、それに伴う荒廃地の増加、耕作地の減少、また、農業の後継者不足が深刻になっておるからでございます。

このような現象を少しでも食いとめるために、農業の集約化による大型農業への移行、後継者の育成、また、農業に対する各種補助金の適正化等、問題が山積しておるわけでございます。合併後も、高松市におかれましては、この農政問題を重点政策の一つとして取り組んでいただきたいと、このように思うわけでございます。

次に、具体的に、高松市より県に要望していただきたいことが1件ありますので、申し添えておきたいと思えます。

御承知のように、農林水産省が先月10月末に助成対象の認定農業者の規模を北海道を除く都府県で、個別経営で4ヘクタール以上、また地域一帯で農業を担う集約営農で20ヘクタール以上とした骨子案が示されたわけでございますけれども、香川県の農業は、とてもじゃないが小規模農家がほとんどで、この案では、香川県の農業の実態に沿わないわけございまして、この骨子案は、県知事の申請に基づき国が基準を緩和する救済措置が設けられておると聞いておりますので、この規模を縮小するように県に申し入れをしていただくようお願いをいたしまして、私の要望を終わりたいと思えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） その件については、私どもの議会でも問題になっておりまして、一律の面積要件では、香川型農業とか高松農業というのができないということで、県の方に

も強く申し入れておりますし、今後ともそのようなことで申し入れたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

上北委員 庵治町の上北です。

きょうが合併協議会の協議事項がこれですべて終わったわけですが、あと、それぞれ事務を進めていく上で、庵治町の利益になる部分、あるいはほか関係ない事項、それらすべて、いろいろ条例等の改正、法令の改正によって運用されてくると思うんですが、そこらあたりの今後の事務の進める方法、あるいは各町の特性がそれぞれ、場合によっては現状のままで維持するとか、そういうことの協定事項が決まっておりますけれども、そういった確認を、それぞれ各町の所管課の課長にこういうふう決めとんで、間違いはないだろうか。

当然、合併しておるから、市の職員の方だけでやっていただいても結構なんですけど、やはり各町の出身者にそれぞれ確認をして、相当な項目に上がると思うんですが、そこらあたりの今後の事務の進め方、どのように例規改正に持っていくか、そこらのお話を聞いておきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局から、ちょっとすべて承知しているわけではないんですが、知っておる範囲で申し上げますと、条例改正とか予算の引き継ぎ、そういうことと、それから細かいそれぞれの事務事業の引き継ぎ等ということに分かれようかと思いますが、それぞれ、もう既に作業は相当前から始まっております、もう最終段階に来ておるといふふうに認識をいたしております。

条例の改正につきましては、議会の議決ということでございますので、12月の市議会に提案をする、制定なり改正なりの提案をするということに聞いておりますし、今年度予算、平成17年度の予算の合併後の引き継ぎについても、同様の対応がなされておるといふことでございまして、その他事務事業の引き継ぎ等も含めて、相当前から市町のそれぞれの担当部署で十分に連絡調整を図りながら作業を進めておりました、それを集約整理をする形で、議会に提案するものは提案をしていく、あるいは事務的に手続をしていくものについては、進めていくというようなことで参っておりますといふふうに認識をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） それじゃ、赤松委員さん、どうぞ。

赤松委員 済みません、香南町の赤松です。

牟礼町の皆さん方ときょうここで出会いして、これが最後かと思うと、非常に説明しにくい心境でございますけれども、高松市側の委員の皆さんにおかれましては、実に合併協議会だけで六十数回、塩江町さん入れまして、随分多くの会に御出席をいただきまして、私ども編入する町の要望についても真剣に受けとめていただきまして、今日までやってこられたことに対しまして、心から感謝と敬意を表したいと思えます。

なお、先ほどからも、特に牟礼町さんの場合、今回が初めてということで、私どもがかつて心配したようなこと、やっぱり今御心配なさっておりますけれども、今、ここで思うのは、長い時間とエネルギーを費やしてやってきた建設計画が、本当に絵にかいたもちにならないために、高松市の市長さん初め市議会の先生方には、特にまた、今後、編入する町から市議会議員として出られる方々には、そういったことについて、特に、あつかましいお願いでございますけれども、本当に合併してよかったなと思えるようなまちづくりをしていただきたい。

昨日も、塩江町で第1回の地域審議会があったようですが、閉会後にいろいろあったようでございますけれども、無理からんところもあろうかと思えます。

話が長くなりますので、簡単にしますけれども、私ども町議会の連中も多くの者があと49日で失職の状態になりますが、県の町村議会の議長会としても、来月の5日に最後の知事要望の機会がございます。先般も、知事要望の席で知事の答弁は、私たちがこういった場で真剣に討議していることが余りにも届いていないということを非常に残念に思いました。

だから、ここで討議して多くの皆さんが積み上げてきたものが、その中には県事業につながるものがたくさんありますけれども、ミスマッチしている点がどの程度あるのか、この辺についても、もう一度チェックをしていただいて、本当にまちづくりが立派なものになるように、四国の州都を目指して大いなる期待が持てるような対策をさらにさらに続けていただきたい。

大きい声になりましたが、関係した委員の皆さん方に本当に深甚なる敬意と感謝を表するとともに、編入して異動する職員の皆さん方にも、温かく職場につけるような雰囲気づくりに御尽力いただくことを切にお願いを申し上げます、せんだっての会にも私の浅学さゆえに随分御無礼なことも申し上げましたけれども、この点についてはおわび申し上げ、お礼を申し上げて私の最後の最後のお願いにしておきます。どうもありがとうございます

た。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。

私、この合併協議会の中でも何度かはお願い申し上げたんでございますが、再度、最後でございますので、御要望申し上げたいと思います。

高松市も6町が合併いたしまして、本当に今までに見なれた高松市の地図の形から大きく変わって、それだけに面積もふえておるわけでございます。私どもの南部地域、また国分寺町さん、庵治町さん、牟礼町さん、いろいろな所から集まって、こういう広い面積の市が誕生するわけでございますけれども、合併の賛成反対の理由にもなったように、やはり周辺部の地域が寂れるのではないかと、こういう心配をなるべく取り除いていただきたい。

そのためにも支所のあり方でございますけれども、今までのように6町全部の支所を充実させていくことは無理であろうと思いますが、地域割りを十分に考えていただいて、また、将来的には、このままよりも、もっと周辺の町が合併することもあり得るかもわかりません。

そういうことも踏まえまして、中心部と西部と南部と東部という形で、いずれかの位置には拠点となるような支所づくりをぜひとも真剣に検討していただきたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

植松委員 香川町の植松といたします。

香南町の赤松議長、それから、香川町の御厩議長、立派な話されまして、何か聞きづらいうようなところもあるんですけども、前回の第2回の会におきまして、庵治町の高砂委員さんだったと思うんですが、農業委員の定数について要望がありました。

その結果、私どももこの間確認したんですけど、各町7名、農業委員の定数は法定どおりで、あと協力員と、補助者ということで各町7名の配置をやるというように聞いております。

それで、私ども香川町、きょうがちょうど同じ時間帯で農業委員会をやっておりまして、

私ちょっとこちらへ出ておりますので、委員会の方で説明があるかもわからないんですけども、前回、この合同会議の方で出た問題でございますので、7名にした根拠、それと農業委員の定数で、法定の定数の方と協力者の方との処遇というんですか、そういう点がどういふふうに違うのか、それをちょっと説明していただきたい。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長 それでは、農業委員会部会の方から、この件について御説明をお願いいたします。

太田農業委員会部会委員 農業委員会部会でございます。合併による特例の委員さんが6町で19名というふうに決まっております。そのときに、特例委員さんは多いところで5名、少ないところで1名ということになりまして、特例委員さんの1名、2名といった少ない町の方から急激に農業委員さんの委員数が減るので、委員の活動に支障が生じないような適切な配慮を検討するというなお書きが入っております。このなお書きにつきましては、庵治町と牟礼町と香南町に入っております。

それを受けまして、農業委員の補助員という制度を考えております。これは、合併各町の農業委員活動の急激な変化を緩和するという意味で、暫定的に20年7月20日までの暫定期間、入れる予定としております。

人数につきましては、特例委員さんの少ない町ほどそういった不安感がありますので、基準といたしましては、高松の委員さんが47名おります。それを、高松は七つの地区部会で運営しておりまして、平均6.7とありますので、7名として置きました。そして、7名から各特例委員さんの数を引いた残りを補助員としております。

また、身分につきましては、民間の協力者ということで、農業委員会の会長の委嘱等を考えております。ですから、権限につきましては、農業委員さんにすべてありまして、補助員には全くございません。ですから、地区部会にも、また農地部会、農政部会にも出ることはありません。

それから、費用弁償につきましては、農業委員さんの報酬の約1割、月4,000円程度を考えております。

それから、区域につきましても、合併町だけの導入ということを考えております。

業務につきましては、農業委員さんの本来の業務の補助としての4条、5条の現地審査及び意見具申、また農家に対する農政活動の情報伝達及び相談、それから農業者年金の加入促進といった業務を行ってもらつつもりでございます。

以上です。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

植松委員 今、最後にありましたですけど、報酬の方ですね、特例の農業委員さんの1割という言葉は今聞いたんですけど。4,000円。1割が4,000円程度ということで解釈してよろしいんでしょうか。

太田農業委員会部会委員 そうです。年払いか半期払いにしますけど。

植松委員 はい、わかりました。済みません。ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、以上で、本日の会議日程をすべて終了いたしました。

一言ごあいさつ申し上げます。

来年の1月10日の合併までもう残すところ1カ月余りとなりました。合併協議会は、本日が最後の会議となります。皆様方には、これまで本当に大変長い間、円滑な会議運営のために格別の御協力をいただきましたこと、この席をかりまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

これからもいろいろと、きょうもお話しいただきましたように、いろんな諸問題がございます。また、地域審議会等でもいろいろまたお会いすることもあると思いますけれども、まずは、きょうこの場をおかりして、これまでの御礼を、心からの御礼を申し上げたいと存じます。本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、合併協議会第3回合同会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

午後 3時30分 閉会

會議錄署名委員

委員

山口 鐵次

委員

田中 亮 和

委員

齋藤 隆

委員

末 暹進

委員

葉 師 浦 修身

委員

嶋野 勝路